

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県開拓審議会規程を廃止する規則
◇告 示 保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

家畜伝染病の発生

保安林の指定の解除予定(五件)

県道の区域の変更

県道の供用の開始

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇公安規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県開拓審議会規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県開拓審議会規程を廃止する規則

鳥取県開拓審議会規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部
を次のように改正する。

第十八条の表中

第十五号) 第二項の 保険に關 農業災害 掛金等の する重要	農地經 濟課
---	-----------

号)第六
事の資金
進達に対
の調査審

を

鳥取県農 業共済保 険審査会	鳥取県農 業災害補償法(昭和二十二年法 第三百三十一條第一項及び第四百 規定による農業共済組合連合会の する事項について提起する訴の審 の發生、予防及び防止に關する事 適正化に關する事項その他同法の 事項の調査審議に關する事務
----------------------	--

鳥取県農 業共済保 険審査会	鳥取県開 拓審議會	開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六 條第二項及び第七條第二項の規定による知 の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の する意見の答申及び開拓に關する重要事項 議に關する事務
鳥取県農 業共済保 険審査会	鳥取県農 業共済保 険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八 百三十一條第一項及び第四百三十三條の二 規定による農業共済組合連合会の組合員が する事項について提起する訴の審査並びに の發生、予防及び防止に關する事項、共済 適正化に關する事項その他同法の運用に關 事項の調査審議に關する事務

律第八十五号) 三条の二第二項の 組合員が保険に關 査並びに農業災害 項、共済掛金等の 運用に關する重要	農地經 濟課	に改める。
<p>(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)</p> <p>3 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三農地經濟課の項部長専決事項の欄第十一号(㉑)、(㉒)及び(㉓)中「開拓審議會」を「県農業會議」に改める。</p>		
<p>告 示</p>		
<p>鳥取県告示第七百五十五号</p> <p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。</p>		
<p>昭和六十年七月十九日</p>		

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
野口産婦人科クリニック	鳥取市西品治八三六一二	昭和六十年七月五日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三三六	昭和六十年七月十日
野坂医院分院	米子市蚊屋二八一―二	昭和六十年七月十一日
森田医院	米子市上福原一六一四	昭和六十年七月五日
岡田医院花出張診療所	八頭郡那家町大字花二九四	昭和六十年七月二日
木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和六十年七月五日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目一八一 二二	昭和六十年七月二日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇―一	昭和六十年七月一日
新納齒科大崎医院	米子市大崎一七一五	"
永田齒科医院	倉吉市新町二丁目二四六二	"
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	"
医療法人清和会垣田病院	倉吉市上井三〇二―一	"
皆生温泉病院	米子市皆生二三七二―二四	"

山田齒科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	"
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	"
林医院	米子市東町一五四	"
吹野小児科医院	米子市西福原七五一―二	"

鳥取県告示第七百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
遠藤齒科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五	昭和六十年六月一日
アサヒ内科クリ	鳥取市永楽温泉町二七一	昭和六十年六月十五日

鳥取県告示第七百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	全国	昭和六十年六月一日
アサヒ内科クリニック	鳥取市永楽温泉町二七一	〃	昭和六十年六月十五日

鳥取県告示第七百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字武庫字下高谷一九七七の三（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日	発生場所	飼養場所	
〃	豚丹毒	豚	患畜	一	昭和六十年七月二日	鳥取市松並町三丁目二二一	岩美郡岩美町大字真名
〃	〃	〃	〃	〃	昭和六十年七月十二日	西伯郡名和町大字小竹二二九一	東伯郡関金町大字今西六一七

鳥取県告示第七百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字佐貫字若桑谷一六四八の六（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘緑字奥柳谷二九五三の五から二九五三の七まで
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字栢ノ谷一七三三の第一・字滑鉄山所一七三五の
一〇二・一七三五の一〇四・一七三五の一〇九（以上四筆について、次
の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 鳥取市双六原字才ノ谷東分三九一の一・字才ノ谷西分三九二の三・字才ノ谷口三九三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
 農道用地とするため
- 二 解除予定に係る保安林の所在場所
 鳥取市双六原字才ノ谷東分三九一の三(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

農道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取空港線		路線名	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
変更後	変更前	区 間	(メートル)	(メートル)
鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一四七―一地先 まで	一六・〇	一八〇・〇
鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	一六・〇	二二八・〇
鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	鳥取市湖山町西四丁目一〇地 先から同町一三二一―一地先まで	一六・〇	二二八・〇

鳥取県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取空港線	鳥取市湖山町西四丁目一〇地先から同町二二二一―一地先まで	昭和六十年七月二十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県塩政支部	桑田 義臣	天野 節郎	米子市夜見町二九六二	昭和六十一年六月二十日	政党の支部
石谷勉後援会	石谷 卓郎	船岡 皓	八頭郡智頭町大字智頭一五三一	昭和六十一年六月三日	その他政治団体
鳥田もとむ東部後援会	横山 春吉	蒲原 恒雄	鳥取市栄町二〇九	昭和六十一年六月七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者の氏名	小林 国司	西村 尚治	昭和六十一年六月二十日	政党の支部
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者の氏名	林 伸伍	富谷欣之助	昭和六十一年六月二十日	政党の支部
自由民主党鳥取県ときわ会支部	会計責任者の氏名	窪田 真昭	中村 猛	"	"

自由民主党鳥取県トラック支部	代表者の氏名	森本 五郎	米村 竹雄	昭和六十一年六月十八日	"
"	会計責任者の氏名	原 英吉	楮原 貞人	"	"
井上武後援会	代表者の氏名	鵜沼 力	本庄 岩男	昭和六十一年六月三日	その他
石谷勉後援会	主たる事務所所在地	八頭郡智頭町大字智頭五七七	八頭郡智頭町大字智頭一五三	昭和六十一年六月六日	"
石井道子鳥取県後援会	会計責任者の氏名	林 伸伍	富谷欣之助	昭和六十一年六月十日	"
関口恵造鳥取県後援会	代表者の氏名	上田 務	八百谷一洋	"	"
"	会計責任者の氏名	倉繁準之助	江頭 輝治	"	"
鳥取県歯科医師連盟	"	林 伸伍	富谷欣之助	"	"
鳥取県トラック運輸政治連盟	代表者の氏名	森本 五郎	米村 竹雄	昭和六十一年六月十八日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	解散日	報告年月日	収入・支出の総額	政治団体の名称	解散日	報告年月日	収入・支出の総額
中野武雄後援会	(昭和60年5月31日解散)	昭和60年6月3日	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	憂国青年連盟義勇社	(昭和60年6月26日解散)	昭和60年6月26日	収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日	備考
中野武雄後援会	山崎 堆権	大野木高晴	倉吉市米田町七一	昭和六十一年六月三日	その他
憂国青年連盟義勇社	清水 章夫	佐古 利夫	倉吉市上井町三四七	昭和六十一年六月二日	団体

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年七月十九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第五号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表を次のように改める。

署の名称	警備派出所の名称	警備派出所の位置	警備区域
鳥取県鳥取警察署	鳥取空港警備派出所	鳥取市湖山町西四丁目	鳥取空港の区域
鳥取県境港警察署	空港警備派出所	境港市佐斐神町	美保飛行場の区域

別表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「叶」の下に「叶一丁目」を、「吉成」の下に「吉成南町一丁目、吉成南町二丁目」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十年七月二十日から施行する。